

[R 2]秋葉原庁舎身障者用段差解消機設備
改 修 工 事 特 記 仕 様 書

令和2年度

(公財)東京都中小企業振興公社

目 次

第1編 共通事項

第1章 工事概要-----	[1]
1.1 工事件名	
1.2 工事場所	
1.3 敷地面積	
1.4 建物概要	
1.5 工期	
1.6 備考	
第2章 一般事項-----	[2]
2.1 適用範囲	
2.2 特許権等の調査について	
2.3 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置等	
2.4 かし等調査への立会い	
2.5 工事の入札等について	
2.6 公共事業労務費調査に対する協力	
2.7 各種点検、調査、見学会等への協力	
2.8 設計変更等	
第3章 支払-----	[3]
3.1 部分払	
3.2 一部しゅん功払	
第4章 施工区分-----	[5]
4.1 施工区分	
4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い	

第2編 工種別事項

第1章 総則-----	[9]
第1節 一般事項-----	[9]
1.1.1 現場代理人、監理技術者及び主任技術者	
1.1.2 工事実績情報の登録	
1.1.3 施工体制台帳等	
1.1.4 別契約の関連工事	
1.1.5 建設副産物の処理	
1.1.6 過積載の防止	
1.1.7 電子納品対象工事	
第2節 工事関係図書-----	[16]
1.2.1 実施工程表	
1.2.2 試験、施工等の記録	
第3節 工事現場管理-----	[16]
1.3.1 電気保安技術者	
1.3.2 施工条件	
第4節 機器及び材料-----	[17]
1.4.1 環境への配慮	
1.4.2 機材の品質等	
1.4.3 機材の検査等	

第5節	施工-----	[19]
1.5.1	化学物質の濃度測定	
1.5.2	排出ガス対策型建設機械	
1.5.3	低騒音・低振動型建設機械	
第6節	しゅん功図等-----	[21]
1.6.1	完了時の提出図書	
1.6.2	しゅん功図	
1.6.3	保全に関する資料	
第7節	その他-----	[21]
1.7.1	ハロンの回収及び登録	
第2章	工事種目-----	[22]
第1節	工事種目及び工事概要-----	[22]
第2節	工事種目別特記事項-----	[22]

第1編 共通事項

第1章 工事概要

1.1 工事件名

[R.2] 秋葉原庁舎身障者用段差解消機設備改修工事

1.2 工事場所

東京都千代田区神田佐久間町1丁目9番

1.3 敷地面積

944.58㎡

1.4 建物概要

建物名称	東京都産業労働局秋葉原庁舎		
建物構造	RC造		
地上階数	8階（塔屋2階）		
地下階数			
建築面積	851.60㎡		
延床面積	7,412.91㎡		
備考			

1.5 工期

・契約確定の日から令和3年3月26日まで

1.6 備考

・本工事は庁舎を運営しながら行う工事のため、工事計画等について施設管理者と十分な打合せを行ったうえで施工のこと。

・本工事は、公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施するものであるが、秋葉原庁舎は東京都の施設であるため以下の事項に準拠する。

第2章 一般事項

東京都では、環境マネジメントシステムを運営し、東京都の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

本取組には、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

環境マネジメントシステムについては、東京都環境局ホームページを参照する。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy_others/iso14001/guide/index.html

2.1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書では、「令和2年7月版 東京都機械設備工事標準仕様書」(以下「標準仕様書」という。)に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。
- (2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
- (3) 本特記仕様書に記載している次のア及びイのガイドラインにおける「請負者」の表記については、「受注者」と読み替える。
 - ア 東京都建設リサイクルガイドライン
 - イ 東京都建設リサイクルガイドライン(島しょ地域版)
- (4) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.2 特許権等の調査について

この工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2.3 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置等

「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)第30条第2項における同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者については、次による。

- ・ 本工事の受注者を指名しない。
- 本工事の受注者を指名する。

なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

また、「労働安全衛生法」第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。

- ア 統括安全衛生責任者
- イ 元方安全衛生管理者
- ウ 店社安全衛生管理者

2.4 かし等調査への立会い

工事目的物の引渡し日から一年以内(又は二年以内)にかし等調査(工事請負契約書第41条第1項のかし及び不具合を確認するための調査をいう。)を行うので、受注者はその調査に立ち会うものとする。

2.5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.6 公共事業労務費調査に対する協力

- (1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数、時間等の記録を適切に管理しておく。
- (4) 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が(3)と同様の義務を負う旨を定める。

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

- (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
- (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

2.8 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第17条から19条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン」（東京都）の最新版によることとする。

工事請負契約設計変更ガイドラインについては、東京都財務局ホームページを参照する。

http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/kentikuhozen/eizen/210612_gaidorain.htm

第3章 支払

3.1 部分払

- (1) 工事請負契約書第38条に定める部分払の方法は、次による。
 - ・ 段階別部分払（支払い回数は、回以内とする。）
 - ・ 特例工事部分払（支払い回数は、回以内とする。）
 - 部分払については、行わない。
- (2) それぞれの運用については、次による。

段階別部分払

ア 請求時期及び出来形

- (ア) 請求時期は、発注者の示す標準請求時期を基準として、発注者と協議して定める。
- (イ) 請求時期における出来形は、認定に適するものとし、その内容は監督員から貸与される「工種別

出来形及び認定率表」のとおりである。

イ 出来高率表の提出

受注者は、請求回数ごとの出来形に対応する出来高率を、発注者の示す工種別構成率と工種別出来形及び認定率表とにより算出し、段階別部分払出来高率表を作成の上、第1回部分払請求時に提出する。

なお、工種別の分類項目は、発注者の示す項目によるものとする。

特例工事部分払

ア 請求時期

請求時期は、受注者の希望する時期とし、発注者と協議して定める。

イ 出来高率表の提出

受注者は、発注者の示す工種別構成率と請求時期における各工種別の出来高とにより出来高率を算定し、特例工事部分払出来高率表を作成の上、その請求の都度提出する。

なお、工種別の分類項目は、発注者の示す項目によるものとする。

3.2 一部しゅん功払

~~(1) 工事請負契約書第 39 条に規定する指定部分に係る工事が一部しゅん功し、検査に合格したときは、指定部分に相応する契約代金として、契約代金の.....%を支払う。~~

~~(2) 指定部分の内容~~

.....
本工事は、一部しゅん工払いの対象外である。
.....

(3) 請求金額の算定

前払金が支払われている場合は、当該部分相当前払金（前払金充当額）を除く。

第4章 施工区分

4.1 施工区分

別途関連工事との施工区分については、原則として次表による。

建築・電気設備・機械設備標準施工区分表

項目	内容	建 築	電 気	機 械		備 考
				給・衛	空調	
1 各種水槽・ピット (建物と一体構造のもの)	1 受水槽・排水槽・汚水槽等でコンクリート造のもの	○				
	2 コンクリート造の各種水槽釜場	○				
	3 コンクリート造の受水槽の入孔蓋(防水型)及びタラップ、排水槽・汚水槽等の入孔蓋(防臭型)及びタラップ	○				
	4 最下階便所のピット、入孔蓋(防臭型)及びタラップ	○				
	5 二重床改め口	○				
	6 二重底盤内通気管・通水管	○				
	7 二重壁内の水抜管	○				
2 トレンチ・排水溝	1 各種トレンチ蓋及び人孔蓋	○				
	2 屋内排水溝及び人孔蓋	○				
3 機器等の基礎(建物と一体構造のもの)	1 機器用基礎(コンクリート打ち)	○				
	2 屋上水槽の基礎(コンクリート打ち)	○				
	3 二重床下部分の機器用基礎(コンクリート打ち)	○				
	4 機器、水槽等のアンカー及び基礎仕上げ		○	○	○	
4 スリーブ	1 各種配管用スリーブ		○	○	○	
	2 ダクト、ガラリ用スリーブ	○ *			○	* 建築が取り付けるガラリの場合
	3 衛生器具(大便器)取付け用箱入れ			○		
	4 押込型屋内消火栓取付け穴等の箱入れ			○		
	5 分電盤取付け穴等の箱入れ		○			
	6 各種スリーブの補強	○				
	7 避雷針取付け部	○				防水を考慮した基礎仕上げ
	8 外壁貫通スリーブまわりの防水	○				
	9 床貫通スリーブまわりの防水	○				防水層を貫通する場合
	10 貫通穴及びダクト空隙充填		○	○	○	

項目	内容	建 築	電 気	機 械		備 考
				給・衛	空調	
5 天井切込 及び換気扇 取付け枠	1 埋込照明器具、スピーカー、空調換 気用吹出口等埋込器具類取付けのため の天井切込み及び下地補強	○				
	2 換気扇取付け用枠及び穴あけ	○				
6 改め口、点 検扉	1 天井改め口	○				
	2 各種シャフト点検口	○				
7 はつり及 び補修	配管のための貫通及び埋込み箇所のは つり及び補修		○	○	○	
8 排水	1 各種床排水金具	○		○		
	2 造付け流し（人造石とぎ出し）の排 水金具			○		
	3 流しの排水金具	○ *		○		* 建築が取り 付ける流しの 場合
	4 外構工事におけるU字溝及びこれに 接続する溜枿 ^{ためます}	○				
9 雨水排水	1 ルーフドレイン	○				
	2 地盤面までの屋内 ^{たてどい} 縦樋・排水管	○				
	3 建物外部までの屋内部分排水管	○				
	4 屋内部分排水管のうちパイプシャフ ト内配管の ^{たてどい} 縦樋			○		
10 ガラリ	1 外壁、サッシュに取り付けるガラリ （ただし、空調・排気用ダクトその他 に取合いあるものを除く。）	○				
	2 ドアーガラリ	○				
	3 暗室等の遮光ガラリ	○				
11 動力	1 一般用動力操作盤及び電動機端子接 続までの配管・配線		○			
	2 ボイラー操作盤及び二次側配管・配 線				○	
	3 冷凍機用動力操作盤及び二次側配 管・配線				○	
	4 パッケージ型空調器用電源で手元開 閉器以降の配管・配線		○			
	5 電動機シャッター・自動ドアとその 電源の二次側配管・配線及び操作盤・ 押ボタン取付け	○				

項目	内容	建 築	電 気	機 械		備 考
				給・衛	空調	
12 制御	1 空調用制御機器及び操作用機器取付け及びその配管・配線				○	
	2 衛生用液面制御機器取付け及びその配管・配線		○			
	3 総合監視盤（衛生・空調）				○	
13 防災	1 煙感知器連動の防火戸・防火シャッターその他の防災設備の電源・二次側配管・配線及び検出器・制御盤		○			
	2 排煙口・ダンパー等とその電源の二次側配管・配線及び検出器・制御盤				○	
14 コンセント・接栓穴あけ	1 フリーアクセスの穴あけ	○				墨出しは電気
	2 実験台・演台（備品）等の穴あけ	○				墨出しは電気
15 各種シャフト	各種シャフトのうちコンクリート造のもの及びこれに必要なコンクリート床	○	○			
16 その他	解体又は改修する建物等の機器のうち、再使用するものの取外し	○	○	○	○	

~~本表は、設計図書等で示される一般的工事範囲を補足するもので、関連工事との取合部分についてその施工区分を示すものである。~~

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。

- (1) 電気料
無償支給とする。
- (2) 水道料
無償支給とする。

第2編 工種別事項

第1章 総則

第1節 一般事項

1.1.1 現場代理人、監理技術者及び主任技術者（標準仕様書 1.1.1.5）

- (1) 本工事が東京都議会上程案件の場合、東京都議会で可決され契約を締結する前まで、配置予定の監理技術者及び主任技術者は、他の工事に専任で従事することができる。
 - (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者又は主任技術者は、次の期間については工事現場への専任を要しない。
 - 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。
 - 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。
 - 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。
なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者又は主任技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。
 - 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
-

1.1.2 工事实績情報の登録（標準仕様書 1.1.1.7）

契約金額が500万円以上の工事については、工事实績情報システム（コリンズ）に基づく工事实績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。

また、登録後は、JACICの発行する「登録内容確認書」の写しを監督員に提出する。

【登録先】 〒107-8416 東京都港区赤坂七丁目10番20号 アカサカセブンスアヴェニュービル
一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター

電話 (03)3505-0463 FAX (03)3505-8985

HP <http://ct.jacic.or.jp/>

E-mail ct7h@jacic.or.jp

1.1.3 施工体制台帳等（標準仕様書 1.1.1.10）

標準仕様書（1.1.1.10 施工体制台帳等）の表記は、次のように読み替える。

「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の定めるところにより、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、その契約金額にかかわらず、全ての工事において、施工体制台帳及び施工体系図を整備する。また、施工体制台帳及び再下請通知書の様式は、記載事項に外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況の有無等が追加されたものを使用

する。

- (1) 施工体制台帳（下請負契約金額を記載した下請負契約書の写しを含む。二次請負以下も同様とする。）を作成し、工事現場に備えるとともに、作成した施工体制台帳の写しを監督員に提出する。
- (2) 各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示するとともに、作成した施工体系図の写し及び掲示状況写真を監督員に提出する。
- (3) 監督員から工事現場の施工体制が施工体制台帳及び施工体系図の記載に合致していることの確認を求められたときは、速やかに対応する。
- (4) 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

1.1.4 別契約の関連工事（標準仕様書 1.1.1.11）

本工事の施工に伴う別契約の関連工事は、次のとおりである。

- ・ 建築工事
- ・ 電気設備工事
- ・ 空調設備工事
- ・ 給水衛生設備工事
- ・ 舞台機構音響照明工事
- ・ 昇降機設備工事

○ なし

1.1.5 建設副産物の処理（標準仕様書 1.1.1.16）

(1) 建設副産物は、次のとおり処理する。

ア リサイクル計画書及びリサイクル報告書の作成

(ア) 記載内容及び添付書類

受注者は、工事着手に当たってリサイクル計画書を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。また、受注者は、リサイクル実施状況等について必要書類を作成し、リサイクル報告書に取りまとめて監督員に報告する。

なお、リサイクル計画書及びリサイクル報告書の記載内容及び添付書類の適用等については、「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）によるほか、次表による。

「東京都建設リサイクルガイドライン」等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。

<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/>

添付書類一覧

リサイクル計画書	リサイクル報告書
① 「再生資源利用計画書」	① 「再生資源化等報告書」
② 「再生資源利用促進計画書」	② 「再生資源利用実施書」
③ 「搬入予定民間受入地届」（民間受入地へ搬入する場合に限る。）※	③ 「再生資源利用促進実施書」
④ 「建設発生土搬出のお知らせ」※	④ 「リサイクル阻害要因説明書」※
⑤ 収集運搬・処理業者の許可証の写し	⑤ 「リサイクル状況記録写真」
⑥ 建設廃棄物処理委託契約書の写し	⑥ 「民間受入地搬入確認報告書（リサイクル証明書を含む。）」（民間受入地へ搬入した場合に限る。）
⑦ 運搬ルート図	※
⑧ 使用するマニフェストの様式	⑦ 「搬入完了報告書」（島しょにおける工事の場合）
⑨ 告知書の写し	
⑩ 有害物質等チェックリスト	

※ 島しょにおける工事の場合は、適用しない。

書類作成適用工事

書類名	適用工事
再生資源利用計画書（実施書）	次のいずれかに該当する場合（工事しゅん功後、1年間保管） ① 土砂を搬入する場合 ② 砕石を搬入する場合 ③ 加熱アスファルト混合物を搬入する場合
再生資源利用促進計画書（実施書） （建設廃棄物処理計画書（実績書）を兼ねる。）	次のいずれかに該当する場合（工事しゅん功後、1年間保管） ① 建設発生土を搬出する場合 ② コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土、建設発生木材又は建設混合廃棄物を搬出する場合 ③ 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストその他の廃棄物を1品目当たり1トン以上搬出する場合
搬入予定民間受入地届、 民間受入地搬入確認報告書（リサイクル証明書を含む。）	指定処分（B）又は指定処分（C）により、建設発生土の民間受入地（土質改良プラントを含む。）に建設発生土を搬入する場合（受注者は、事前に当該民間受入地が適正な受入地であることを確認すること。）
建設発生土搬出のお知らせ	建設発生土を100 m ³ 以上搬出する場合、それに先立って作成し、受入地の所在する区市町村の建設発生土担当窓口宛に郵送、FAX等で提供する（工事しゅん功後、1年間保管）。 なお、搬出先の自治体に建設発生土に関する条例が制定されている場合は、そのために従い必要な手続を行う。
リサイクル阻害要因説明書	工事途中において、やむを得ず次のいずれかを行う場合（工事しゅん功後、1年間保管） ① コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土又は建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合 ② 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する場合又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合 ③ 土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合 ④ 砕石の利用工事において新材を使用する場合 ⑤ アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合
告知書の写し、 再生資源化等報告書	特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で、次のいずれかに該当する場合 ① 建設物の解体工事で、床面積の合計が80 m ² 以上 ② 建築物の新築・増築工事で、床面積の合計が500 m ² 以上 ③ 建築物の修繕・模様替等の工事で、請負代金の額が1億円以上 ④ 建築物以外の工作物の工事で、請負代金の額が500万円以上
有害物質等チェックリスト	建築物の解体工事、修繕、模様替え等の工事の場合

(イ) 建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）の活用

⇒ 本工事は、COBRIS への登録対象工事であり、受注者は、工事の実施に当たってはシステムの活用を図るものとする。

（システムに関する問合せ先）

〒107-8416 東京都港区赤坂七丁目10番20号 アカサカセブンスアヴェニュービル

一般財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC）内

建設副産物情報センター 電話 03-3505-0410 FAX 03-3505-0520

HP <http://www.recycle.jacic.or.jp>

受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに COBRIS にデータの入力を行い、データ入力の都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出して確認を受ける。

また、受注者は、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」の作成並びに提出に当たっては、COBRIS に搭載されている建設リサイクル統合データシステム（以下「CREDAS」という。）に必要なデータを入力して作成し、監督員に提出して確認を受ける。

(ウ) リサイクル状況記録写真

受注者は、次のとおり撮影し、リサイクル報告書に含めて監督員に提出する。

a 撮影内容

積込み状況、運搬状況（工事現場出発時）、産業廃棄物運搬車両表示状況、現場内利用状況、工事間利用状況、ストックヤードの状況、受入地の状況、再資源化施設の状況、最終処分場の状況（直接最終処分する場合に限る。）、現場内での分別状況、再生資源の利用状況等を撮影する。

なお、解体工事の場合は、分別解体等の状況、分別された建設資材廃棄物の状況、建設資材廃棄物の運搬状況、再資源化施設への搬入状況等を撮影する。

b 撮影方法

運搬状況（工事現場出発時）は、積込み状況、土質、積載物の種類、運搬車両のナンバープレート等を入れて撮影する。

現場内利用及び工事間利用状況は、工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れて撮影する。再資源化施設の状況及び最終処分状況（直接最終処分する場合に限る。）は、施設名称看板等を入れて撮影する。

イ マニフェスト等による報告

(ア) マニフェストの提示

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を利用し、適正な運搬及び処理を行う。マニフェストのうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについては、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

なお、電子マニフェストを利用する場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果について、排出事業者（受注者）がプリントアウトしたものの写しを監督員に提示する。

(イ) 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

(ウ) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでも可）を監督員に提示する。

その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。

(エ) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合は、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでも可）を監督員に提示する。

ウ 建設副産物の取扱い

(ア) 建設発生土の取扱い

本工事により発生した建設発生土は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき掘削量の削減、現場内での再利用等により、工事現場外への搬出の抑制に努める。

なお、搬出する場合は、次の場所へ搬出し、土砂伝票（土砂搬入管理券等の発生側の運搬証明）、土砂搬入確認書（受入側の受入証明）の写し及び集計表を監督員に提出する。

※ 受注者は、建設発生土の積込み、搬出及び運搬に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないようにしなければならない。

※ 受注者は、建設発生土の積込み及び搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、それを工事記録写真帳に入れて監督員に提出しなければならない。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

a 現場内利用（工事現場外一時仮置き）

- ・ストックヤード（.....区・市.....地先）へ搬出し、一時仮置きをする。仮置きに当たっては周辺環境に配慮し、必要な措置を講じる。

b 工事間利用

- ・ 次の工事現場へ搬出する。
なお、受注者は、工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議する。

.....建設工事現場
（.....区・市.....地先）

c 指定処分（A）

- ・ 東京都建設発生土再利用センター（東京都江東区青海二丁目地先）へ搬出する。
- ・ 青梅建設発生土再利用事業所（東京都青梅市駒木二丁目地先）へ搬出する。
- ・ 株式会社建設資源広域利用センター（以下「UCR」という。）の次の場所へ搬出する。
.....地区（.....区・市.....地先）
- ・ 東京港埠頭株式会社の中防内側受入基地（東京都江東区青海二丁目地先：中央防波堤内側埋立地）へ搬出する。
- ・ 東京港埠頭株式会社の新海面処分場（新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地）へ搬出する。

d 指定処分（B）

- ・ 運搬距離（想定）.....kmの土質改良プラントへ搬出する。
- ・ 運搬距離（想定）.....kmの民間受入地へ搬出する。
搬出に当たっては、埋立行為等に関する法令や都県・市町村が制定している土砂の埋立等に関する条例に基づき、必要となる許可について調査し、適法であることを確認する。
なお、本工事では、.....区・市.....町にある受入施設を想定している。

e 指定処分

.....

(i) 建設廃棄物の取扱い

a 発生量の抑制

本工事により発生した建設廃棄物については、「東京都建設リサイクルガイドライン」等に基づき、発生量の削減、現場内での分別、再利用等により、工事現場外への搬出の抑制に努める。

b クレオソート油等を含む建設発生木材

クレオソート油、CCA（クロム、銅及びヒ素の化合物）及びクロルデン類（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）第1条8号に規定する化学物質をいう。）が注入又は塗布された建設発生木材の処理に当たっては、当該物質が注入又は塗布されていない部分と可能な限り分離又は分別した上で、廃棄物処理施設での焼却処分又は管理型最終処分場での埋立処分とする。

なお、焼却処分とする場合は、廃棄物処理法及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に規定される基準を満たす焼却炉を有する施設を選定し、適切に処理する。

c 再資源化施設

本工事において建設廃棄物を搬出する場合は、再資源化施設に搬出し、資源リサイクルの促進に努める。

搬出先は、受注者がCOBRIS等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。

搬出に先立って、搬出先、再資源化の方法等をリサイクル計画として取りまとめ、施工計画書に含めて提出し、監督員の承諾を受ける。

本工事では、次の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、事前に監督員の承諾を得た場合は、受注者はこれ以外の施設を選定することができる。

なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこ

ととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

・ コンクリート塊

(住所／搬出距離／搬出量／搬出条件等)

住所 丁目 番 号

搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件:

・ アスファルト塊

住所 丁目 番 号

搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件:

・ 建設泥土

住所 丁目 番 号

搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件:

・ 建設発生木材

住所 丁目 番 号

搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件:

・ 建設混合廃棄物

住所 番 号

搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件:

・

住所 丁目 番 号

搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件:

・

住所 丁目 番 号

搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件:

(ウ) せっこうボードの取扱い

a 石綿含有せっこうボードの取扱いは、次による。

- ・ 「石綿処理に係る工事仕様書」による。

b せっこうボードの撤去に際しては、せっこうボードの裏面に印刷されている製造会社名等により、石綿・ひ素・カドミウム等の含有の有無を確認し、監督員に報告する。含有が確認された場合には、関係法令に基づき適切に処理するとともに、監督員に処理について協議を行う。

(エ) PCB含有シーリング材の取扱い

PCB含有シーリング材の分析調査及び撤去は、次による。

(オ) その他建設副産物の取扱い

(2) 再生材の活用

ア 建設発生土の再利用

埋戻し土及び盛土については、次による。

⇒ 現場で発生した建設発生土を使用する。

- ・ 次のストックヤードから、ストック土（普通土）を搬入する。

..... スtockヤード（..... 区・市 地先）

- ・ 次の他工事からの建設発生土を受け入れる。運搬は、発生側工事による。
なお、受注者は工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議する。

..... 建設工事

（..... 区・市 地先）

- ・ 東京都建設発生土再利用センターからストック土（普通土）を搬入する。
- ・ 東京都建設発生土再利用センターから改良土を搬入する。
- ・ 青梅建設発生土再利用事業所からストック土（普通土）を搬入する。
- ・ 青梅建設発生土再利用事業所から改良土を搬入する。
- ・ コンクリート塊を原料とした再生砂（RC-10等）を使用する。

なお、六価クロムについて、平成3年8月23日付環境庁告示第46号による測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。また、試料には再生砂製品を直接使用し、1購入先当たり1検体の試験を行う。

- ・ 次の場所から、.....土を搬入する。

イ 建設廃棄物の現場内再利用

現場内においては、次の方法で建設副産物の再利用を図る。

- ・ コンクリート塊については、粒の大きさを.....mm以下に砕いて埋め戻し、路盤材料、.....に再利用する。
- ・ 伐採材及び伐根材については、現場においてチップ状に破砕する等加工し、チップ舗装・堆肥・木杭・.....に再利用する。
- ・ 発生する.....については、.....に再利用する。

なお、再生資源の材料仕様は、「1.4.2 機材の品質等(2)」による。

ウ 建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都）によるものとする。

「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」については、東京都都市整備局ホームページを参照する。

<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/>

1.1.6 過積載の防止（標準仕様書 1.1.1.17）

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。

<http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/kentikuhozen/index.html>

1.1.7 電子納品対象工事

(1) 本工事は、電子納品対象工事とする。

電子納品については、「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」（東京都財務局）による。

「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」（東京都財務局）については、東京都財務局ホームページを参照する。

<http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/kentikuhozen/eizen/dennsinouhinn.htm>

(2) 電子納品対象成果物は、次によることとし、詳細は監督員との事前協議による。

- ◎ 「1.2.2 試験、施工等の記録(2)」による工事記録写真
- ・ 「1.6.1 完了時の提出図書(2)」によるしゅん功写真
- ◎ 「1.6.2 しゅん功図(3)ウ」によるしゅん功図
- ◎ 「1.6.3 保全に関する資料(1)」による建物保全データ及びその他の保全に関する資料
- ◎ 標準仕様書 1.1.1.10(1)による施工体制台帳
- ◎ 標準仕様書 1.1.1.10(2)による施工体系図
- ◎ 標準仕様書 1.1.2.2(1)による施工計画書
- ◎ 標準仕様書 1.1.2.4(1)による工事報告書等
- ◎ 標準仕様書 1.1.2.4(2)による協議記録等
- ◎ 標準仕様書 1.1.2.5(1)による試験等の記録

「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」に基づき3部作成の上、2部監督員に提出し、1部は工事請負契約書第41条第2項に定めるかし担保期間中、受注者が保管する。

(3) 設計図CADデータの貸与の適用は、次による。

・貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。

CAD データ 著作者名：.....

○貸与しない。

第2節 工事関係図書

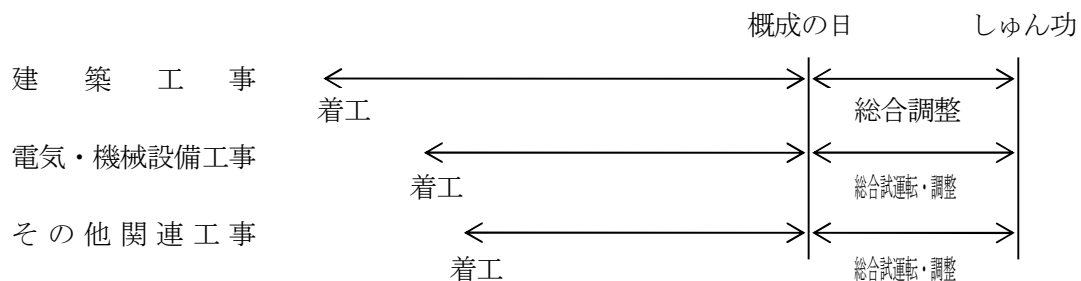
1.2.1 実施工程表（標準仕様書 1.1.2.1）

全体工期から別契約の関連工事に要する機器等の総合試運転及び調整期間を差し引いた概成工期（第1編「1.5 工期」に明記された場合は、これによる。）を定め、関連工事の作業と競合する部分の建築工事の仕上げ等は、「概成の日」までに完了するよう工程表を作成する。

また、工事の完了が、別契約の関連工事と同時しゅん功の場合は、これらの調整が完了した日を工事完了日とする（別契約の関連工事は、「1.1.4 別契約の関連工事」による。）。

なお、工程表には「概成の日」を明記し、関連工事との連絡調整を十分に行い、工期末に同時しゅん功するよう協力する。

※ 概成工期の概念図（概成工期の定義は、標準仕様書「1.1.1.2 用語の定義」（24）による。）



・工程で条件がある場合は、次による。.....

1.2.2 試験、施工等の記録（標準仕様書 1.1.2.5）

(1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。

また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

- 作成する。
- ・ 作成しない。

(2) 写真帳の提出は、次による。

- 提出する。
- ・ 提出しない。

第3節 工事現場管理

1.3.1 電気保安技術者（標準仕様書 1.1.3.3）

電気保安技術者の適用は、次による。

- ・ 配置する。
- 配置しない。

1.3.2 施工条件（標準仕様書 1.1.3.4）

施工条件は、次による。

・.....工事は建物の通常営業に支障を来さない時間帯とし、着工前に施設運用側と時間調整を行う。.....

- ・ 施設運営エリア内の工事に伴う仮設足場及び養生は、工事実施日ごとに設置及び撤去を行う。
- ・ 施設運営側からの突然の工事時間変更及び工事中断要望には対応する。
- ・ 工事を原因としたいかなる理由においても、施設運営側に営業上支障を来した場合は、営業補償及び賠償保障を受注者において負う。
- ・ 工事工程や施工計画の作成にあたっては施設運用側と十分に協議を行う。
- ・ 設計図書に明示が無い事項についても、機能上又は現場の収まり上、既存システムの機能維持において不可欠と判断されるものは、本工事範囲として取り扱うものとする。
- ・ 機器の搬出入に際しては、現場の搬出入経路を綿密に調査を行い、施設運営に影響を与えないように配慮する。

第4節 機器及び材料

1.4.1 環境への配慮（標準仕様書 1.1.4.1）

(1) 工事（解体のみの工事は除く。）の施工に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）及び「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき策定された「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都）（島しょにおける工事の場合は、「東京都島しょ地域における環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都）とする。以下同じ。）により環境負荷を低減できる資材等を選定する。

「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。

<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/>

ア 環境物品等の調達は、次による。

(ア) 本工事で指定する環境物品等は、次による。

a 特別品目

○ 温室効果ガスの削減に資する資材、建設機械、工法、目的物

・ ~~高効率空調用機器（熱源機器）~~

・ ~~高効率空調用機器（熱源以外の空調機器）~~

○ 環境配慮形(EM)電線・ケーブル

○ RoHS 指令対応電線・ケーブル

○ 低VOC塗料

・ ~~環境配慮型型枠~~

・ ~~エコセメント~~

・

b 特定調達品目

・ ~~吸収冷温水機~~

・ ~~氷蓄熱式空調機器~~

・ ~~ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機~~

・ ~~空調用送風機~~

・ ~~空調用ポンプ~~

・ ~~排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管~~

・ ~~衛生器具（自動水栓、自動洗浄装置及びその組み込み小便器、洋風便器）~~

・

c 調達推進品目

・

・

(イ) 受注者は、(ア) b 以外のもので、「特定調達品目のリスト」に示す環境物品等と本工事で使用する資材、建設機械、工法及び目的物とを比較・精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特定調達品目の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、特定調達品目が使用可能な場合は、監督員の承諾を受け、使用する。

- (ウ) 受注者は、(ア) c 以外のもので、「調達推進品目の定義」に該当する環境物品等の使用を希望する場合は、当該調達推進品目の性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。
- (エ) 受注者は、特別品目、特定調達品目、調達推進品目の各品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト（財務局版）」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。
- (オ) 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じ、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト（財務局版）」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト（財務局版）」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト（財務局版）」を添付した報告書を監督員に提出する。
- また、当該チェックリストの電子情報を格納した CD-R 等を、併せて監督員に提出する。
- なお、これらの（実績）チェックリストの電子情報については、監督員が貸与したファイルから作成する。
- (2) 化学物質を放散させる建築材料等
- ア 本工事に使用する建築材料等については、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の(ア)から(エ)までを満たすものとする。
- (ア) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボードその他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料及び仕上塗材は、ホルムアルデヒド放散量についてはこの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びスチレンについては発散しないか、又は発散が極めて少ない材料を使用する。
- (イ) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
- (ウ) 接着材に含まれる可塑剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含まない難揮発性のものとする。
- (エ) 家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒド放散量についてはこの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びスチレンについては発散しないか、又は発散が極めて少ない材料を使用する。
- イ 設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次による。
- 規制対象外
- (ア) JIS 及び JAS の F☆☆☆☆規格品
- (イ) 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 20 条の 7 第 4 項に規定する国土交通大臣認定品
- (ウ) 次の表示のある JAS 規格品
- a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用
 - b 接着剤等不使用
 - c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用
 - d ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
 - e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
 - f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

1.4.2 機材の品質等（標準仕様書 1.1.4.2）

- (1) 本工事に使用する機材のうち、新品を使用しなくてよいものは、次による。

- (2) 再生材の品質は、次による。

- 次の材料の品質は、「土木材料仕様書」（東京都建設局）による。

「土木材料仕様書」については、東京都建設局ホームページを参照する。

<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/ukeoi/>

- ア 再生クラッシュラン(RC-40、RC-30)
- イ 再生粒度調整碎石(RM-40、RM-30)
- ウ 再生砂(RC-10)
- エ 再生加熱アスファルト混合物

- オ 改良土
- カ 粒状改良土
- キ 流動化処理土
- ク 再生骨材Lを用いたコンクリート

1.4.3 機材の検査等（標準仕様書 1.1.4.5）

本工事に使用する機材は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（平成24年4月東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。

第5節 施工

1.5.1 化学物質の濃度測定（標準仕様書 1.1.5.6）

化学物質の濃度測定は、次による。

- ① 測定は行わない。
 - ・ 次のとおり第三者の専門業者に委託して測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認した上で、監督員に報告する。
 - なお、事前に測定に関する計画書（測定・分析機関の資料を添付する。）を作成し、監督員の承諾を受ける。改修工事の場合は、工事の完了後に測定する部屋をその着手前にも測定し、測定値を監督員に報告する。

(1) ホルムアルデヒド

ア 測定方法は、次による。

なお、他の測定方法による場合は、採用した測定機器の特性等を考慮し、監督員と協議した上で、計画書に定める。

- ・ パッシブ型採取機器による DNPH 誘導体固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法
- ・ アクティブ型採取機器による DNPH 誘導体固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法
- ・ 検知管法
- ・ 定電位電解法

イ 測定する室及び箇所（回数）

(2) トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン

ア 測定方法

- ・ パッシブ型採取機器による固相吸着／溶媒抽出法－ガスクロマトグラフ／質量分析法
- ・ アクティブ型採取機器による固相吸着／溶媒抽出法－ガスクロマトグラフ／質量分析法
- ・型採取機器による固相吸着／加熱脱着法－ガスクロマトグラフ／質量分析法
- ・ 容器採取－ガスクロマトグラフ／質量分析法

イ 測定する室及び箇所（回数）

(3) 空気試料の採取方法等

空気試料の採取方法等は、原則として厚生労働省から示されている「室内空气中化学物質の採取方法と測定方法」による。ただし、本工事に適用が困難な部分については、監督員と協議する。

(4) 測定後の措置

測定の結果、厚生労働省の定める指針値を上回った場合の措置については、監督員と協議する。

※ 対象物質の厚生労働省の指針値

ホルムアルデヒド $100 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)

トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)	エチルベンゼン	3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm)
キシレン	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20ppm)	スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)

(両単位の換算は、25°Cの場合による。)

1.5.2 排出ガス対策型建設機械（標準仕様書 1.1.5.7）

次の建設機械には、排出ガス対策型のものを用いる。

○ 一般工事用建設機械

(ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW)

- (1) バックホウ
- (2) ホイールローダ
- (3) ブルドーザ
- (4) 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）
- (5) 空気圧縮機（可搬式）
- (6) 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）
- (7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）
- (8) ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ）

（道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

1.5.3 低騒音・低振動型建設機械（標準仕様書 1.1.5.8）

- (1) 次の建設機械には、低騒音型のものを用いる。

ア バックホウ

イ クラムシェル

ウ トラクターショベル

エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン

オ 油圧式杭圧入引抜機

カ アースオーガー

キ オールケーシング掘削機

ク アースドリル

ケ ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー

コ アスファルトフィニッシャー

サ 空気圧縮機

シ 発動発電機

- (2) 次の建設機械には、低振動型のものを用いる。

ア バイブロハンマー

第6節 しゅん功図等

1.6.1 完了時の提出図書（標準仕様書 1.1.7.1）

- (1) しゅん功図は、作成する。
- (2) しゅん功写真の作成は、次による。
 - ・ 作成しない。
 - 作成する。アルバムに編集し、監督員に提出する。アルバムの提出部数は、1部とする。
- (3) 保全に関する資料は、作成する。

1.6.2 しゅん功図（標準仕様書 1.1.7.2）

しゅん功図の種類、内容及び提出部数は、次による。

- (1) 図面の種類（該当のない種類は作成しない。）
 - ア 屋外配管図（雨水排水を含む。）
 - イ 各階平面図及び図示記号
 - ウ 主要機械室平面図及び断面図

- エ 便所詳細図
- オ 各種系統図
- カ 主要機器一覧表（品名、製造者名、形状、容量又は出力、数量等）
- キ ボイラー、冷凍機、昇降機等の主要機器図（監督職員の承諾を受けた製作図をもって機器図としてもよい。）
- ク その他必要な図面

(2) 様式

しゅん功図の原図の様式は、設計図書に準じた寸法、縮尺、文字、図示記号等を用い、CAD で作成したものとする。（製作図をしゅん功図として提出する場合は、その原図を省略することができる。）

(3) 提出部数

ア しゅん功図		1 部
イ 見開製本	(A1)	2 部
	(A2)	部
	(A3)	2 部
ウ 電子データ版(JWW)	(CD-R 等)	2 部

1.6.3 保全に関する資料（標準仕様書 1.1.7.3）

(1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。

ア 建物保全データ 電子データで2部

監督員より対象施設の設計時における建物保全データを受領し、しゅん功時に更新したものを提出する。

イ その他の保全に関する資料

- 予備品等引渡し通知書
- 試験成績書
- 官公署届出書類（副本）
- 官公署届出書類の写し
- 鍵・備品・工具リスト
- 保証書
- 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転説明書等）

※官公署届出書類及び保証書を除き、2部提出すること。

第7節 その他

1.7.1 ハロンの回収及び登録

本項は、建築物を解体及び消火設備を撤去する場合に適用する。

ハロゲン化物消火設備のハロンは、リサイクルのため回収する。回収者は「データベース報告書」を特定非営利活動法人消防環境ネットワークに届け出るものとする。

第2章 工事種目

第1節 工事種目及び工事概要

(1) 秋葉原庁舎身障者用段差解消機設備改修工事

・1階ホールに設置された身障者用段差解消機設備1台の既存撤去・更新する。

・制御盤、配線、油圧装置等既存撤去

第2節 工事種目別特記事項

- ・本設計図書を参照のこと
-
-